

## § 用語の説明 §

### 普通会計

各地方自治体の財政状況の把握、地方財政全体の分析等に用いられる決算統計上の会計です。総務省で定める全国統一の基準により、一般会計と公営事業会計以外の特別会計（本区の場合は、用地特別会計）を合算し、重複額等を控除したものです。

本区の公営事業会計は、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計（介護保険法により区が行う介護保険事業に係る会計）、介護サービス事業会計（区でのケアプラン作成に係る会計）、公営企業会計の介護サービス事業会計（区立施設により介護サービスを提供する事業に係る会計：地方公営企業法非適用企業）の5会計です。

なお、経常収支比率や公債費比率などの財政指標は、普通会計に基づき算出された数値です。

### 実質収支・実質収支比率

実質収支額は、地方自治体の純剰余（黒字）または純損失（赤字）を意味し、その自治体の財政運営の状況を判断する重要なポイントとなるものです。

実質収支の適度な黒字額は、財政規模やその時々々の経済状況などにより異なりますが、経験的には概ね標準財政規模の3～5%程度と言われていています（実質収支比率）。なお、実質収支において、一定限度を超えた赤字（市町村20%）を生じている地方自治体は、地方債（特別区債）の発行が制限されることとなります。

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰越すべき財源}$$

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

### 標準財政規模

標準財政規模は、一般財源（特別区税、都区財政調整交付金、地方譲与税等）ベースでの各地方自治体の標準的な財政規模を示すもので、次の算式により求められます。

$$\text{標準財政規模} = (\text{基準財政収入額} - \text{自動車重量譲与税} - \text{地方道路譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times 100 / 85 + \text{自動車重量譲与税} + \text{地方道路譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付金}$$

基準財政収入額及び普通交付金は、都区財政調整交付金の算定結果による。

### 一般財源と特定財源

一般財源とは、用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源です。一方、特定財源は、用途が特定されている財源です。

一般財源	特別区税、特別区交付金（都区財政調整交付金）、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金など
特定財源	国・都支出金、諸収入、特別区債（減税補てん債除く）、使用料・手数料、分担金・負担金、繰入金など

### 義務的経費と投資的経費

義務的経費は、経費の性質別分類上の人件費・扶助費・公債費の合計を指すものです。この義務的経費は、法令の規定あるいは性質上支出が義務付けられているものが多く、容

易に縮減しえないものです。

また投資的経費は、経費の性質別分類上の普通建設事業費、失業対策事業費及び災害復旧事業費の合計を指すもので、建設的経費ともいい、その支出効果が長期間にわたるもので、いわゆる社会資本の形成に役立つものです。

#### 減税・減収補てん債

減税補てん債とは、国の減税政策により個人住民税の減税が行われた場合など、地方自治体の減収額を埋めるために許可される地方債（特別区債）をいいます。減収補てん債が地方財政法第5条に定める事業（適債事業）に充当するのに対して、減税補てん債は、それ以外の経費にも充当できることとされています。

#### 基金

基金とは、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てまたは定額の資金を運用するために設けられているものです。基金は、積立基金と定額運用基金の2種類に大別されます。

積立基金	財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金、心身障害者福祉基金、学童災害共済基金、商業振興基金、文化観光振興基金、介護給付費準備基金
定額運用基金	小規模企業勤労者等福利厚生融資基金、療養資金貸付基金、用品調達基金、公共料金支払基金、北斎館資料取得基金、施設使用料等返還金支払基金、国民健康保険出産費資金貸付基金

#### 経常的経費と臨時的経費

経常的経費は自治体の行政活動を支えるために、毎会計年度において継続的・恒常的に支出される経費をいいます。また、一時的な行政需要に対する経費、あるいは不規則的に支出される経費を臨時的経費といいます。

#### 経常収支比率

経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す総合的な指標であり、人件費や扶助費などの経常的な経費に、区民税や特別区交付金（普通交付金）などの経常的な財源がどれだけ充当されているかを示すもので、次の算式により求められます。

この経常収支比率は、数値が大きくなればなるほど、新たな区民ニーズに対応する余地がなくなり、財政の弾力性が失われていることを意味します。経験的には、その数値が70～80%であることが望ましいとされています。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源の額}}{\text{経常的一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

平成13年度から、減税補てん債及び臨時財政対策債を分母に加えることとなりました。

#### 公債費比率

公債費比率は、普通会計上「標準財政規模」に対する「公債費に充当された一般財源」の割合をいい、次の算式により求められます。この数値の増大も財政の硬直化を意味し、

過去3か年の平均が20%以上の場合、地方債（特別区債）の発行が制限されることとなります。

$$\text{公債費比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源} - \text{繰上償還額等充当一般財源}}{\text{標準財政規模} + \text{臨時財政対策債発行可能額}} \times 100$$

平成13年度から、分母に臨時財政対策債発行可能額を加えることとなりました。